

## 「TLAC 規制等に係る銀行法施行規則・告示等の一部改正(案)等」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「TLAC 規制等に係る銀行法施行規則・告示等の一部改正（案）等」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）	銀行持株会社 TLAC 告示
金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）	最終指定親会社 TLAC 告示
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）	銀行 1 柱告示
銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）	銀行 3 柱告示
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行向け監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者向け監督指針
金融安定理事会「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（平成 27 年 11 月 9 日公表）	TLAC 合意文書

## 1. TLAC 告示（TLAC 規制）に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行持株会社 TLAC 告示 第 4 条第 3 項第 2 号、第 7 条第 3 項第 2 号	銀行持株会社 TLAC 告示において、外部 TLAC は構造劣後性を利用した無担保シニア債として発行することが認められている一方、内部 TLAC は劣後特約付とすることが求められている。持株会社が外部 TLAC（無担保シニア債）で調達した資金を、主要子会社（銀行・金商業者）に内部 TLAC 適格の劣後ローンとして回金するにあたり、期間・金利等の条件を外部 TLAC と同水準とした場合、内部 TLAC について銀行法及び金融商品取引法上のアームズ・レングス・ルール（銀行法第 13 条の 2、金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号）に反しないか。	本邦金融機関グループが、持株会社を破綻処理対象法人とする SPE アプローチを前提として TLAC 規制に対応するにあたっては、持株会社がグループ外から調達するその他外部 TLAC 調達手段（以下「外部 TLAC」）の条件と、当該外部 TLAC を原資として持株会社がグループ内の主要子会社に回金するその他内部 TLAC 調達手段（以下「内部 TLAC」）の条件が同等になることが当然に想定されていると考えられます。したがって、持株会社が、原資となる無担保シニア債たる外部 TLAC と同水準の条件で主要子会社（銀行・金融商品取引業者）に対して内部 TLAC 適格の劣後貸付（内部 TLAC 劣後ローン）を実行したとしても、そのことを以て当該取引が主要子会社との関係で銀行法及び金融商品取引法上のアームズ・レングス・ルールに反することにはならないと考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	銀行持株会社 TLAC 告示 第 4 条第 3 項第 2 号	<p>(1) 銀行持株会社 TLAC 告示第 4 条第 3 項において、「その他外部 TLAC 調達手段」に該当するための要件として掲げられている要件のうち、銀行持株会社 TLAC 告示第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段の「契約書若しくは発行要項又はこれらの関連書類（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書及び同法第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類並びにこれらに相当する書面（外国の法令又は外国の金融商品取引所の規則に基づいて作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務がその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けられないリスクが適切に記載されていること」との部分（以下、当該部分を「第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段」という。）は、TLAC 合意文書では外部 TLAC の適格要件として掲げられていないように思われるが、第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段が「その他外部 TLAC 調達手段」の要件となっている趣旨は何か。</p> <p>(2) 第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段では、社債における投資家やローンにおける貸付人の同意は要件となっていないことから、第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段の要件を</p>	<p>(1) 本邦 TLAC 規制の適用を受ける金融機関グループに係る、TLAC を利用した秩序ある処理においては、当該金融グループの望ましい処理方針が SPE アプローチであることを前提とした場合、破綻処理対象会社の主要子会社の株式は承継金融機関に移転され主要子会社が営業を継続する一方で、破綻処理対象会社が発行するその他外部 TLAC 調達手段は破綻処理対象会社に残存し、最終的には法的倒産手続の下で処理されることが想定されます（主要行向け監督指針Ⅲ－1 1－6－2－2①）。</p> <p>かかるその他外部 TLAC 調達手段が、破綻処理対象会社の構造劣後性を前提としたシニア債の形で発行されている場合においては、当該その他外部 TLAC 調達手段は形式的にはシニア債であるにもかかわらず実質的な劣後性を有すると言えることから、本邦における望ましい秩序ある処理のあり方を前提としたとき、投資家保護及び破綻処理時の手続の円滑化のため、予め契約書等又はその関連書類において、発行体が自己のその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していること及び元本削減リスク等に係る記載が行われることが必要と考えています。</p> <p>(2) ご理解の通りです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>満たすためには、発行者において当該債務がその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクを適切に記載した書面を、付属書類や関連書類として、社債における投資家又はローンにおける貸付人に別途交付すること（電磁的方法により交付することを含む。）で足りるとの理解でよいか。</p> <p>（3）適格機関投資家は、有価証券・ローン貸付に係る専門的知識及び経験を有し、投資・貸付に係るリスクを適切に認識・分析できる者である。実際に、平成 19 年 7 月 31 日及び平成 21 年 12 月 28 日に貴庁が公表した、パブリックコメントに対するコメントの概要及びそれに対する貴庁の考え方によれば、適格機関投資家私募は、他の条件を満たしていれば、転売制限及びこれに必要な情報が明確に記載された転売制限告知書を適格機関投資家へ交付し、当該転売制限を当事者間で合意することで行い得るとされており、リスクを適切に適格機関投資家へ認識させることは必要とされていない（平成 19 年 7 月 31 日パブリックコメント 26 頁 39 番回答、平成 21 年 12 月 28 日パブリックコメント 6、7 頁 20～22 番回答）。このため、社債の発行において適格機関投資家私募に該当するとき、又は、ローンの貸付人が適格機関投資家であって、当該貸付債権に譲渡制限</p>	<p>（3）第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段の趣旨は、形式的にはシニア債であるにも関わらず実質的な劣後性を有するようなその他外部 TLAC 調達手段につき、本邦における望ましい秩序ある処理のあり方を前提として、投資家保護及び破綻処理時の手続の円滑化を図ることにあります。</p> <p>この点、適格機関投資家は、金融商品取引法上、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として、通常は一般投資家と比して緩やかな規制に服しますが、いわゆる TLAC 債については、本邦のみならず海外諸国においても現実に損失吸収の対象となった事例が過去に存在しないこと、特に本邦では預金保険法第 126 条の 2 以降に定める秩序ある処理が金融機関に対してこれまで適用されたことがないこと等を踏まえると、その他外部 TLAC 調達手段については、発行体が自己のその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していることを示すのみでは保有者がそのリスクを適切に認識する</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>若しくは適格機関投資家以外の者への譲渡制限が付されているときは、「その他外部 TLAC 調達手段」の要件として、第 4 条第 3 項第 2 号ただし書後段のうち、「発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクが適切に記載されていること」という部分の適用は不要ではないか。</p>	<p>ことが必ずしも容易でない商品と考えられ、これは現時点では適格機関投資家でも同様と考えられます。したがって、適格機関投資家のみが保有・投資することが予定されるその他外部 TLAC 調達手段であっても、上記趣旨を実現するため、契約書等又はその関連書類においてリスクに関する適切な記載を行うことが必要と考えられます。</p>
3	<p>銀行持株会社 TLAC 告示 第 4 条第 4 項第 4 号</p>	<p>TLAC 除外債務に関して、第 4 条第 4 項第 4 号において「デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る債務又はこれに類する債務」と定義されていますが、デリバティブ取引に類する債務とは具体的にどのようなものを指しますでしょうか。デリバティブ取引を内包した仕組債に類似している以下のような債務は TLAC 除外債務と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>①契約により元金償還額の減額の可能性がある債務 株価や為替レートといった指標や参照組織の信用状況により元金を割り込む可能性がある債務</p>	<p>金融安定理事会（FSB）が 2015 年 11 月に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（以下「TLAC 合意文書」）においては、デリバティブ取引から直接生じた債務のみならず、「仕組債のように、デリバティブにリンクした特徴を有する負債性商品」についても、TLAC 適格性を有しない「除外債務」（excluded liabilities）として扱われています。</p> <p>かかる商品につき TLAC 適格性が認められないとされた趣旨は、金融機関の破綻処理において利用可能な総損失吸収力・資本再構築力が損なわれないよう、予期しない TLAC 調達手段の償還や元本の減少等を防ぐことにあると考えられます。</p> <p>これを踏まえ、本邦 TLAC 規制においては、デリバティブ取引</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>(例) エクステンジャブル債、日経リンク債（ノックイン型）、クレジットリンク債、デュアルカレンシー債（払込・利払は円貨、償還は外貨）</p> <p>②契約により早期償還の条件が明示されている債務</p> <p>(例) パワーリバースデュアル債（トリガー条項付）、日経リンク債（ノックアウト条件付き、為替レートや株価の条件により早期償還される）、ターゲットリデンション債（累積クーポンの値により早期償還される）</p> <p>③契約上コール条項がある債務</p> <p>早期償還の条件が明示されていないが、事実上参照指標の変動により早期償還される可能性のある債務</p> <p>(例) コーラブル Cap 付フローター債、コーラブルリバースフローター債、日経リンク債（日経平均上昇）、パワーリバースデュアル債（円安）等</p>	<p>（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じ。）に係る債務でなくとも、例えば参照指標の変動等（金融指標の変動、法人の信用状態に係る事由その他これに類似するもの等）に伴い元本額の減少や満期の短縮等が発生し、総損失吸収力・資本再構築力の低下をもたらしうるものや、デリバティブ取引に係る証拠金・担保金については、「デリバティブ取引に係る債務又はこれに類する債務」に当たり、告示上の除外債務となると考えられます。</p> <p>なお、発行者の任意によるときに限り当該商品の償還等又は買戻しを行うことが可能（いわゆるコール・オプション付き）であるその他外部 TLAC 調達手段については、かかるオプションが付されていることのみを以て「デリバティブ取引に係る債務又はこれに類する債務」に該当するものではないと考えられます。</p>

## 2. 1 柱告示（TLAC 保有規制）に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行 1 柱告示 第 1 条第 85 号	本邦の TLAC 規制対象会社が発行する「外部 TLAC」に関しては、告示において TLAC 対象 G-SIBs/SIBs の指定を解除された時点より、「外部 TLAC」の保有規制対象商品の対象外となる旨を明確化頂きたい。	本邦金融機関につき、TLAC 告示における国内処理対象銀行（銀行持株会社・最終指定親会社）としての指定が解除された場合、当該金融機関が発行する債券等は銀行持株会社 TLAC 告示等における「その他外部 TLAC 調達手段」の適格性を失う結果、銀行 1 柱告示における「その他外部 TLAC 調達手段」にも該当しなくなることは、告示の解釈上明確であると考えられます。
2	銀行 1 柱告示 第 1 条第 86 号	「その他外部 TLAC 関連調達手段」として、「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部 TLAC 調達手段」が挙げられているが、海外の非 G-SIBs（FSB の G-SIBs リスト上で G-SIBs として指定されていない金融機関）の発行する非優先シニア債または持株シニア債（例：EU における MREL 債）や同順位商品等は、「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当しない旨を明確化頂きたい。	ご貴見の通り、金融安定理事会（FSB）が公表するグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に該当しない海外金融機関が発行する債券等は「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当しません。 この点は告示 Q&A で明確化しております。
3	銀行 1 柱告示 第 1 条第 86 号	海外 G-SIBs が発行する「外部 TLAC」が保有規制対象商品となるのは、FSB による G-SIBs 指定時点ではなく、海外の関連規制により「外部 TLAC」の発行が求められる時点からである旨を明確化頂きたい。一例として、2018 年 11 月 16 日に FSB が公表した G-SIBs リストに Group BPCE が再び	海外金融機関については、G-SIBs か否かの判定は金融安定理事会（FSB）が公表する内容に従うものとしますが、当該金融機関に対して当該法域における TLAC 規制（外部 TLAC の最低所要水準に係る規制を指します。）の適用が開始されるまではその金融機関が発行する TLAC 規制対応債を「その他外部 TLAC

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		G-SIB に指定されておりますが、当該金融機関が発行する非優先シニア債が保有規制対象商品となるのは（2019 年以降も当該金融機関がFSBにG-SIB 指定をされるとの前提で）TLAC 所要水準が適用開始となる 2022 年 1 月 1 日との理解で宜しいでしょうか。	関連調達手段」に含める必要はなく、保有している金融機関においてそれ以後に到来する自己資本比率の計測時点から「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含めることとなります（この点は告示 Q&A で明確化しております。）。なお、他国の金融機関につき、当該法域での TLAC 規制の適用が開始されているか否かについては、当該金融機関の開示資料等でご確認ください。
4	銀行 1 柱告示 第 1 条第 86 号	海外 G-SIBs が発行する「外部 TLAC」に関しては、FSB の G-SIBs リストの指定から外れた時点より、「外部 TLAC」の保有規制対象商品の対象外となるという理解でよろしいでしょうか。一例として、2018 年 11 月 16 日に FSB が公表した G-SIBs リストから Nordea ならびに Royal Bank of Scotland が外れておりますが、当該金融機関は当該公表日時点で海外の非 G-SIBs になったと見なされ、当該金融機関が発行する非優先シニア債乃至持株シニア債は告示の適用日（2019 年 3 月 31 日）時点において保有規制対象商品に該当していないとの理解で宜しいでしょうか。	ご貴見の通り、海外 G-SIBs が発行するその他外部 TLAC 関連調達手段に関しては、FSB の G-SIBs リストの指定から外れた時点より、保有規制対象から外れます。
5	銀行 1 柱告示 第 1 条第 86 号	米国内法域内の G-SIBs 発行の TLAC 適格債について、米国内の TLAC 規制では、米国内法域内の G-SIBs 発行の TLAC 適格債について、残存期間が 1 年以上 2 年未満の場合は、残高の 50% が外部 TLAC に算入される。本邦の TLAC 保有規制においては、同債券の残高の 50% を「その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」として取り扱い、残	発行体の法域にかかわらず、残存期間が 1 年以上のものについては全額を「その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」として取り扱う必要があります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		りの50%を「同順位商品」と取り扱うことでよいか。	
6	銀行1柱告示 第1条第86号	<p>投資家側で TLAC かどうかを判定する対応は、個々の金融機関の態勢や利用できる情報等に限界があるため、各々が可能な範囲で行うことを許容いただきたい。</p> <p>また、監督行政の運用上も、一律に行うのではなく、金融機関の規模や特性に配慮した検査・監督をお願いしたい。</p>	<p>自己資本比率の計測にあたって、保有するエクスポージャーがその他外部 TLAC 関連調達手段か否かを判断するためには、計測基準日において存在する、発行体による最新の開示資料等を基に、各金融機関においてその他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断を行うこととなります。</p> <p>最新の開示資料等によってもその他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断ができない場合には、入手可能な資料に基づき適切に該当性を判断することとなりますが、その際、第三者（実績のある格付機関や外部情報ベンダー等）の公表情報を用いることも許容されると考えられます。</p>
7	銀行1柱告示 第1条第86号	<p>当局作成の Q&amp;A 等で、投資家が保有した商品が TLAC かどうかを判定するための参考情報の提供に努めていただきたい。</p> <p>例えば、海外 G-SIBs の発行する商品のリスク・ウェイト判定は、投資家の判断で行うが、その判定に当たって、当局からも継続的に情報提供をしていただきたい。</p>	<p>金融機関が保有する商品が、他の規制金融機関のその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するか否かの判定に当たっては、各金融機関において、発行体の開示資料等に基づき適切に判断していただくこととなりますが、その参考となり得る項目等については告示 Q&amp;A に記載しております。</p>
8	銀行1柱告示 第1条第86号	<p>当局作成の Q&amp;A 等において、G-SIBs が発行する仕組債が「除外債務」、「その他外部 TLAC 調達手段」、「特例外部 TLAC 調達手段」、「同順位商品」のいずれに該当するかを判断するための参考情報の提供に努めていただきたい。</p> <p>特に、仕組債の判断についてより具体的にお示しいただきたい。</p>	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	銀行1柱告示第7条第2項第5号、第76条の4の2、第178条の4の2等	特例外部 TLAC 調達手段の按分計算については、海外 G-SIBs の開示資料を参考に行うものと思料するが、自己資本比率の計算を行うタイミング（3月末基準は4～5月ごろ）と開示のタイミングが合わない場合には、過去の基準日（例えば、前年度、または直近の半期/四半期など）の開示資料をもとに計算するという理解でよい。	特例外部 TLAC 調達手段を保有する場合、自己資本比率の計測にあたっては、計測基準日において存在する最新の発行体の開示資料を基に対応してください。
10	銀行1柱告示第8条附則第3条	<p>ファンドを通じて間接的に保有する TLAC 適格商品については、ルック・スルーが可能であれば、「その他外部 TLAC 関連調達手段」の保有として取り扱うことになると考えられるが、以下の点について、具体的にどのような計算を想定しているか確認したい。</p> <p>①ルック・スルー方式を適用する場合に、第三者判定 RW を用いることが考えられるが、例えば投信信託における運用会社などでは、自金融機関の自己資本額を把握していないケースが一般的であり、第三者側で閾値判定ができないことが考えられる。</p> <p>②ファンドを通じて保有している TLAC 適格商品については、各計測時点（ルック・スルー明細情報の受領時点）での保有状況は把握できるものの、それが適用日前に保有していた商品かどうかの確認まではできないケースが想定される。</p>	<p>①金融機関がファンド向け出資に係る信用リスク・アセットの計算においてルック・スルー方式を適用し、かつ、第三者が判定したリスク・ウェイトを使用している場合、当該第三者においては、投資家たる金融機関の自己資本の額や、投資家たる金融機関が他に保有するその他外部 TLAC 関連調達手段の額を把握することが困難であるため、TLAC 保有に係る5%基準額（国際統一基準行においては銀行1柱告示第8条第7項第1号等に規定する少数出資に係る五パーセント基準額を、国内基準行においては同告示第76条の4の2第2項に規定するその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額をいいます。以下同じ。）への該当性を判定できず、結果としてファンド経由で保有するその他外部 TLAC 関連調達手段に最終的に適用されるリスク・ウェイトの判定を第三者が行っているとは言えない場合があることが想定されます。</p> <p>したがって、投資家たる金融機関が、第三者が一次的に判定したリスク・ウェイトを使用している場合であっても、ファンドが保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段を把握した</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>特に、②については、既保有ファンドについての経過措置の適用に係る論点であるが、TLAC へ投資が行われる商品であることを把握して購入しているため、基本的には構成資産の保有時点の確認までは求めず、ファンドの保有時点で判断させていただきたい。</p>	<p>うえで、TLAC 保有に係る 5%基準額への該当性を自ら判断して資本控除額の算出やリスク・ウェイト判定を行っている場合には、当該ファンド経由で保有するその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを金融機関自ら判定していると評価できると考えられます（したがって、そのような場合には当該リスク・ウェイトを「1.2 倍」する必要はありません。）。</p> <p>②その他外部 TLAC 関連調達手段をファンド経由で保有（間接保有）している場合、TLAC 保有規制における経過措置の適用対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段（以下「経過措置対象 TLAC」）として認められるものは、ルック・スルーが可能な範囲に限られます。</p> <p>その上で、まず、2019 年 3 月 31 日時点においては、当該時点における当該ファンドの裏付となる資産等への経過措置対象 TLAC の組入額に、当該時点における当該ファンドへの出資比率を乗じて得られた額が、規制上の経過措置適用額となります。</p> <p>そして、ファンド経由で保有している経過措置対象 TLAC についても、直接保有している場合と同様、ファンドにおいて当該商品を保有し続けていることが確認でき、かつ、当該ファンドに出資し続けている範囲に限り、経過措置の適用対象として認められると考えられます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>もつとも、ファンドが経過措置対象 TLAC を保有し続けているか確認するにあたっては、ファンドにおいて約定単位での購入・売却を個別に把握・記録する必要があることから、投資対象が多岐にわたりかつ頻繁に売買が行われるようなファンドにおいて、かかる継続保有の確認が実務的に困難な場合には、一定の簡便的な方法も認められると考えられます。詳細は告示 Q&amp;A でお示ししています。</p>
11	銀行 1 柱告示第 8 条第 6 項第 4 号等	<p>銀行 1 柱告示第 8 条第 6 項第 4 号の規定「第 7 条第 3 項第 1 号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部 TLAC 関連調達手段の額とする。」とありますが、TLAC 規制対象会社以外の国際統一基準行が、TLAC 規制対象会社の外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合（逆に、当該 TLAC 規制対象会社も当該国際統一基準行の CET1、AT1、T2 のいずれかを保有している場合）には、当該規定に該当しないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>言い換えれば、第 8 条第 6 項第 4 号が適用されるのは、TLAC 規制対象会社に限られるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。主要行向け監督指針Ⅲ－11－6－1－2③ハ等の記載も併せてご参照ください。</p>
12	銀行 1 柱告示第 28 条第 1 項第 5 号、第 76 条の	<p>その他外部 TLAC 関連調達手段のリスク・ウェイト判定に係る自己資本対比 5% の閾値判定について、銀行 1 柱告示第 28 条第 1 項第 5 号イとの計算と構造上、循環計算になって</p>	<p>ご指摘のケースの計算方法については、告示 Q&amp;A でお示ししています。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	4の2	<p>いる。</p> <p>この点、一般貸倒引当金の算入限度額（RWA×1.25%）の算出と同様に、Q&amp;A等で具体的な計算例をお示しいただけるとの理解でよいか。</p>	
13	銀行1柱告示 附則第3条	<p>附則第3条に関し、適用日から十年に亘って保有規制の適用対象外とする経過措置は、結果として本邦の金融機関に過大なリスクテイクを促すことになりかねない。経過措置については適用する割合を期間の経過に応じて段階的に引き下げること（1年当たり10%ずつ等）が適当でないか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国内基準行が保有するその他外部 TLAC 調達手段等については、金融機関の自己資本比率に与え得る影響・市場の安定性・計算ルールの明確性等を総合的に考慮し、適用日において保有しているものについては、保有を継続する限り、10年間にわたり保有規制の適用対象外としています。</p> <p>他方、ご指摘のような懸念も認識しておりますので、そうした観点からの監督も必要に応じ適切に行って参ります。</p>

### 3. 3柱告示（開示規制）に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行3柱告示 (別紙様式第15号)	<p>別紙様式第15号(TLAC2・TLAC3)の残存期間別の開示に関しては、有価証券報告書「金融商品の時価等に関する開示事項」にある借入金や社債の「今後の償還予定額の期間別開示」と類似することを踏まえれば、期間の区切り方(以上、以内、未満、超)や計上金額の定義(額面金額、B/S計上額)など、双方で基準を揃えるべきと考えますが如何でしょうか。</p> <p>別紙様式第15号は、国際合意である Pillar3 disclosure requirements を意識したものと推察致しますが、本邦として既存の類似する開示物との観点では、定義等を揃えることで比較可能性が増し相互での牽制確認が可能となること、微妙に定義に差を設けることは投資家を無用に混乱させ投資判断を誤らせる虞があることから、是非改善することについてご検討いただきたい。</p>	<p>バーゼル規制に基づく開示事項として国際的な比較可能性を担保するため、別紙様式第15号(TLAC2・TLAC3)の残存期間の区分は原案のままさせていただきます。</p>

#### 4. 監督指針に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	主要行向け監督 指針Ⅲ－１１－ ６－１－２③ロ a、金商業者向 け監督指針Ⅳ－ ８－６－１－２ ③ロ a	<p>「発行者においては、かかるリスクを保有者が十分に認識した上で購入するよう、契約書・発行要項又はその附属書類（目論見書等）においてかかるリスクについて適切に記載を行うのみならず、必要に応じて販売者をして購入予定者の理解度等に応じた十分な説明をさせることが求められる」とされているが、ここでいう「購入予定者の理解度等に応じた十分な説明」は、販売者（金商業者）が従前から金商法等で求められるものと同様の投資家の属性（プロ投資家又は一般投資家）に応じた説明を指すという理解でよいか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

(以 上)